

令和元年度特定保健指導業務等委託など に関する質問及び回答

項番	ご質問	回答
1	<p>【個別指導型】</p> <p>① 昨年度の実施スケジュール(勸奨時期、面接実施時期等)についてご教示ください。</p> <p>② 昨年度の実績(勸奨数、面接実施数等)についてご教示ください。</p> <p>③ 会場について 委託者が提供する会場について、その会場数と会場の所在地についてご教示ください。また受託者でも会場を確保することとあるが、どの程度の会場数を確保する必要があるか。昨年度の実績などあれば、ご教示ください。</p> <p>④ (2)ア(ア)募集について、委託者から提供された指導対象者データを一括で頂けるか、それとも月ごとにバラバラと来るかどちらでしょうか。また、再募集はどのような場合に実施するのか。昨年の実績などご教示ください。</p> <p>⑤ モデル実施は行わず、通常の特典保健指導業務の対応でも良いか。</p>	<p><別紙1></p> <p>① 未利用者への電話勸奨を11月～翌年2月・書面による勸奨を翌年3月中旬～4月、初回面談を11月から翌年5月末まで実施</p> <p>② 未利用者への電話勸奨を概ね370件・書面による勸奨を概ね800件、初回面談実施数は概ね530件</p> <p>③ 委託者が提供する初回面談会場は、市庁舎地下会議室【平日主に月曜と金曜、概ね月に7・8回9時～17時】と上大岡駅そばの貸会議室(横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー内11階)【平日、概ね月に4～8回、9時～17時か13時～19時を予定】。</p> <p>今年度は、受託者での初回面談会場確保は努力規定。昨年度の委託では会場確保は必須事項としており、5か所約60枠用意いただいた。</p> <p>④ 対象者データは、一括ではなく、原則月ごとに提供。</p> <p>未利用者への再募集は、利用者数が少ないと判断した場合に実施し、職員専用のイントラネット経由(委託者実施)か、職員専用のイントラネット環境等が利用できない対象者等へは書面により勸奨実施(上記①の書面による勸奨)。</p> <p>⑤ モデル実施は必須。</p> <p><別紙2></p> <p>① 書面による勸奨は12月頃、面談は募集直後から翌年4月頃まで</p> <p>② 勸奨数は66人、面接実施は5人</p> <p>③ 委託者からの会場提供実績は無し。ただし、希望があれば調整可能。受託者による会場確保は不要</p> <p>④ 対象者データは一括で提供予定だが、一部追加の可能性あり。未利用者への再募集は、利用者が少ないと判断した場合に実施し、書面にて勸奨(上記①)</p> <p>⑤ モデル実施対象外</p>
2	<p>【グループ指導型】</p> <p>① 昨年度の実施スケジュール(勸奨時期、面接実施時期等)についてご教示ください。</p> <p>② 昨年度の実績(勸奨数、面接実施数等)についてご教示ください。</p> <p>③ 会場について 委託者が提供する会場について、その会場数と会場の所在地についてご教示ください。昨年度の実績などあれば、ご教示ください。</p> <p>④ (1)ウ(ア)「1回につき3グループ以上に対して指導を実施することが可能であること」とあるが、1グループは8人以内か？8人の場合、1回で24人にグループ面接をすることで良いか？</p> <p>⑤ モデル実施は行わず、通常の特典保健指導業務の対応でも良いか。</p>	<p>① 利用開始後の中断者に対する勸奨以外は実施不要。面談時期は11月下旬～翌年2月下旬</p> <p>② 昨年度実績:未利用者への勸奨は実施不要、初回面談実施数は32回(68グループ)</p> <p>③ 初回面談会場は、市内の市管理施設であり、市内全域。昨年度実績は、延べ22か所(同一会場で同日複数回、複数日実施を含む)で、磯子・中・港北・緑・金沢・旭・保土ヶ谷消防署、資源循環局の都筑・瀬谷事務所、鶴見・旭・金沢工場。</p> <p>④ 手引きに定める1グループあたり概ね8人で、1回に3グループ以上とする仕様なので24人以上。</p> <p>⑤ モデル実施は必須。</p>

令和元年度特定保健指導業務等委託など に関する質問及び回答

項番	ご質問	回答
3	【個別指導型】別紙2 2018年度の募集人数、参加実績を教えてください。	昨年度実績では、69人に募集し参加者は5人。
4	【個別指導型】別紙2 参加申込を行っていない対象者のうち、受託者が指定した者について、電話による利用勧奨を行うとありますが、2018年度の利用勧奨対象者数を教えてください。	昨年度実績では、電話による勧奨は行っておらず、書面により66人に勧奨。(再掲)
5	【個別指導型】別紙2 設計書・内訳書項目について 初回面談、面談2回目、電話、確認又は情報提供1回目、2回目、3回目と記載されていますが、(2)詳細な業務内容(イ)にて、「面談や電話の他、電子メール、FAX、手紙等によって毎月最低1回は……確認や情報提供を行う」とあります。 支援回数は、設計書通りの回数(6回)となるでしょうか？	(1)初回面談(2)面談2回目(3)電話(4)確認又は情報提供1回目(5)確認又は情報提供2回目(6)確認又は情報提供3回目で、計6回となります。
6	【個別指導型】別紙2 設計書・内訳書項目について (2)詳細な業務内容(イ)にて、「面談や電話の他、電子メール、FAX、手紙等によって毎月最低1回は……確認や情報提供を行う」とあります。確認又は情報提供を、対面や電話で行った場合、面談2回目や電話の単価にて、請求をするという理解でよろしいでしょうか？	落札後に提出する内訳書(費用区分は設計書記載のとおり)の単価となり、面談3回以上又は電話2回以上を実施した場合であっても、確認または情報提供となるため、実施回数に対応する単価。
7	【個別指導型】別紙2 (2)詳細な業務内容 (ア)、(ウ) 受託者とかかりつけ医が直接やり取りをすることはなく、参加者を介しての確認との理解でよろしいでしょうか？	委託者及び利用者を介してとなります。